

対象部局等	水道局	水道総務課
指摘の内容	<p>収入事務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調定・徴収事務 関係</li> </ul> <p>水道用地使用料において、使用料の算出に誤りがあるものがあつた。 （1件6か所）（福島市行政財産使用料条例第2条 別表）</p>	
講じた措置の内容	<p>収入事務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調定・徴収事務関係</li> </ul> <p><b>【原因】</b> 算定の方法と端数処理について課内の認識に誤りがあつたこと、また決裁時における係長や課長の確認が不十分であつたことが原因であります。</p> <p><b>【対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文書保存期間である10年間（平成23年度以降）の他の案件にも誤りがなにか、全て確認を行いました。</li> <li>・ 全ての対象者へ、訪問または電話により、謝罪、経過説明を行いました。</li> <li>・ 不足額の納入については、全対象者からご了承をいただき、変更契約等を行った上で、不足額分について請求を行い、納入いただきました。</li> </ul> <p><b>【再発防止策】</b> 使用料算定時のチェックリストを作成し、課内で確認しながら事務処理を行います。また、担当者及び決裁権者で検算し、誤りを防止いたします。</p>	

- (1) 指摘の内容欄は、監査結果を移記すること。
- (2) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期または開始年度等も含めて明確に記入願います。

監査結果に係る措置通知書

対象部局等	水道局	給水課
指摘の内容	<p>収入事務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調定・徴収事務関係</li> </ul> <p>その他の営業収益（設計審査手数料）において、給水装置工事施行の工事承認の際徴収するものを、工事承認前になされた給水装置工事施行申込みの取消しの際徴収していた。（1件）（福島市水道条例第36条）</p>	
講じた措置の内容	<p>収入事務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調定・徴収事務関係</li> </ul> <p><b>【原因】</b></p> <p>設計審査手数料について、工事承認前に取消し届が提出された場合の取り扱いについては、水道条例第36条に基づき徴収しております。</p> <p><b>【対応】</b></p> <p>水道条例第36条の『工事承認の際』とは、設計審査手数料を徴収するタイミングのことであり、承認行為が設計審査手数料徴収の条件とはなっておりません。また、手数料は性格上、役務の供給を受けたものから徴収できる性質のものであり、設計審査手数料は審査の過程を経たものについて、承認及び不承認（取消し）に関わらず徴収するものであることを確認しています。</p> <p><b>【再発防止策】</b></p> <p>設計審査手数料の徴収については、新たにフロー図を作成し、申請から承認までの過程を係内で再確認・共有を図りました。また、水道条例の解釈について担当者間、係長間の事務引継を確実にし再発防止に努めてまいります。</p> <p>なお、現行条例のあり方については法務担当部署に確認してまいります。</p>	

- (1) 指摘の内容欄は、監査結果を移記すること。
- (2) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期または開始年度等も含めて明確に記入願います。